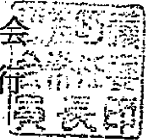


平成21年 6月15日

江差町議会議長

打越東亜夫 様

総務産業常任委員会
委員長室 井正 行



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、調査を終了したので、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事件

平成20年第4回定例会

発議第4号 江差町内における公共事業の執行状況に関する事務調査

2 調査の経緯と結果

本委員会は、平成20年12月11日、平成21年1月9日、1月23日、4月23日、4月28日、5月15日、5月20日、5月27日、6月10日の9日間会議を開催し、資料をもとに担当職員の説明を受けると共に、現地（統合保育所、田沢川河川改修現場、柳崎頭首工改良工事現場、国道227号線大間地区改良工事現場）の視察を行い調査した結果について、別紙のとおり意見を付して報告する。



発議第4号

<意見>

建設業をとりまく社会環境の変化は経済構造の変革に伴い、過去に類をみない厳しい経営状況が続いている。とくに、近々においては、隣町総合商社の倒産に依り、町内企業が連鎖的に倒産おり、江差町の経済活動の一環を支えていた建設業界に大きな衝撃を与えている。地域経済対策及び雇用対策からも、町の執行する公共事業はきわめて重要な施策となる。

又、江差町が入札制度への透明性確保の観点から、「一般競争入札の試行に関する要綱」を策定された。執行にあたっては、「地元企業」への入札参加に向けた要件対策も重要な課題となってくる。

よって、江差町内における公共事業の執行に関し、次の意を十分留意、検討されたい。

記

1. 町工事の発注にあたって、地元企業の対策を強化すること。
2. 国、北海道発注工事の町内施工実施にあたり、地元企業の入札参加機会の確保について関係機関に要請すること。
3. 一般競争入札の執行にあたっては、「地域限定型」「制限付」などにより地元企業の参入機会の確保をはかること。
4. 江差町が発注する工事の一部において、外部への委託設計が行われている。また、当町議会において、過去に高落札率の問題が何度か指摘されている。よって、委託設計の検証、設計積算の検証を行うことも検討すること。